

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業の対象者・内容等について（平成29年度）

市町名	事業内容	対象者	利用料	備考	連絡先 電話番号
彦根市	福祉用具の貸与（車椅子・1週間程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障がい者 他 	無料	運搬は個人で	22-2821
	「社協ひこね(音訳版)」の貸出（テープに広報を録音）	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を読むことが困難な方 	無料		
	地域福祉権利擁護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等の預かりサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある高齢者 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 	1回:1000円 (生活保護世帯は無料)		
	いきいき安心推進事業（ふれあい給食、いきいきサロン）	学区(地区) 社協によって異なる	学区(地区) 社協によって異なる		
愛荘町	いきいき見守り訪問事業 <ul style="list-style-type: none"> ・月2回訪問 ・自治会等と協働した見守り活動 	65歳以上の高齢者(自治会により違います)	年間1000円	地域の福祉活動として進めています	42-7170 37-8063
	介護機器の貸与 (車イスは1ヶ月程度、ベッドは6ヶ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり等で福祉用具を必要とする者 	ベッド 1,000円/月 車イス 無料/月	1ヶ月未満は無料	
	「声の広報」貸出サービス (テープに広報を録音)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を読むことが困難な方 	無料		
	高齢者等ふれあいサロン活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内各自治会 	各自治会ごとに異なる		
	見守りサポート会議 <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要とされる方の生活などの状況を調査し、地域(自治会)と情報を共有し、地域で見守り体制を構築するための会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じて民生委員や社協、自治会で「見守り」が必要と思われる方 ・見守りサポート会議で必要と思われる方 		地域の福祉活動として進めています	
豊郷町	福祉用具の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障がい者 	車イス 300円/月	短期間のみ	35-8060
甲良町	福祉用具の貸出 (ベッド・車イスなどを3ヶ月程度貸出)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障害者 	無料	運搬は個人で	38-4667

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業の対象者・内容等について（平成29年度）

市町名	事業内容	対象者	利用料	備考	連絡先 電話番号
甲良町	福祉車両の貸出 （車いす車輛を9：30～15：30までのデイサービス送迎の空き時間に貸出）	<ul style="list-style-type: none"> 車いす等を使用しなければ外出が困難な者 傷病等で外出が困難な者 福祉団体 その他会長が必要と認めた者 	無料	燃料費15円/km、駐車場代、有料道路の通行料等にかかった経費については実費負担	
	困りごと援助サービス ・概ね30分以内で終了する継続性のない簡易な作業のお手伝い	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者（概ね70歳以上） 障がい者（おおむね3級以上） その他会長が必要と認めた者 	1回30分以内300円	材料費等は実費負担	
	地域支え合い送迎 買い物等への送迎 （丸善及び付近の銀行など、フレンドマート秦荘店）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 経済的理由により他に利用できる外出手段がない者 その他会長が必要と認めた者 	無料	当面の間、町委託事業の外出支援サービス利用者のみ	
多賀町	車イスの貸出（2泊3日程度の貸出）	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険非該当の者 	無料		48-8127
	高齢者等ふれあいサロン活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 町内各自治会 	各自治会ごとに異なる		
	地域ふれあい支えあい事業 毎週水曜日 9:30～14:00 毎週木曜日 9:30～11:30 毎週水曜日 9:30～11:30 毎週木曜日 9:00～又は13:30～2時間程度 ・日常生活上の支え合い、助け合い活動（日常的な訪問、声かけによる安否確認） ・ちょっとした困りごとの支援活動 ・地域サロン活動（交流活動、健康管理など）	<ul style="list-style-type: none"> 栗栖地区住民 敏満寺地区住民 大杉地区住民 萱原地区住民 	300円/1回 100円/1回 200円/1回		
多賀町	困りごと支援事業 生活上のちょっとした困りごとのお手伝い。 30分くらいで出来る継続性のない簡易な作業	対象世帯 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者世帯 障がい者世帯 ひとり親家庭 その他の世帯 	1回30分 200円 （材料費は実費負担）		48-8127
	認知症カフェ（オレンジカフェ） 毎週水曜日 13：00～15：00 第1、第3 川相生活改善センター 第2、第4 ふれあいの郷	町内住民	100円/1回		